

# 高齢者虐待防止のための指針

標津町地域包括支援センター

## 目的

この指針は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とする。

## 1. 基本的な考え方

本センターでは、利用者の虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するために本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいい、職員はいかなる虐待もしてはならない。

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### (2) 介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止検討委員会の設置

本センターは、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的として、「虐待防止検討委員会」を設置し、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### (1) 検討内容

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること

- ④虐待又はその疑い(以下「虐待等」という。)について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を発見した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 虐待防止検討委員会の委員構成

全職員・介護保険担当係長で構成する。なお、虐待防止検討委員会の責任者は管理者があたるものとする。

(3) 担当者

虐待対応担当者は社会福祉士が務める。

(4) 開催頻度

年1回及び虐待発生の都度開催する。

4. 虐待防止のための職員研修

(1) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

(2) 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ②高齢者権利擁護事業／成年後見制度の理解
- ③虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤発生した場合の改善策

(3) 実施は年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。

5. 虐待が発生した場合の対応

速やかに町へ報告するとともに、「標津町高齢者虐待防止・対応マニュアル」に準拠し対応する。緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待場発生した場合の相談・報告体制

(1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や管理者への報告を行う。

(2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、管理者及び町へ報告を行う。

(3) 「標津町高齢者虐待防止・対応マニュアル」を準拠し、対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、適切な窓口を案内する等の支援を行うこととする。

#### 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制」によるものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

#### 9. 本指針の閲覧

職員、利用者及びその家族はいつでも本指針を閲覧することができるよう、本センターに備え付けることとする。

#### 10. その他虐待等の防止推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

#### 附 則

この指針は令和6年3月1日より施行する。